	第２回　金山町農業委員会総会議事録 1. 開催日時　令和８年７月２４日（金）　午後４時~ 2. 開催場所　役場第２庁舎大会議室 3. 出席委員　全員出席 4. 議　　事 ・議案第４号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について ・議案第５号　農地法第３条の規定による賃借権移転許可申請について ・議案第６号　農地法台３条の規定による使用貸借権設定許可申請について
事務局	皆さんお揃いですので、ただいまから始めさせていただきたいと思います。開会の挨拶を片桐会長代理よりお願いいたします。
片桐会長代理	はい。皆様お疲れ様でございます。今回から実質的な委員会が始まります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、第２回金山町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。続きまして、青柳会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。
青柳会長	はい、皆さんご苦労様です。夕方会議ということで大変お疲れのところ出席いただきまして本当にありがとうございます。雨もまだまだ続きますけども、作柄の方も順調に進んで、このまま行くと豊作傾向かなと思っているところでございます。刈り取りの方もいつもより１０日ほど早く、来週あたりから、もち米を中心に刈り取りが出始めるのかなと思っているところでございます。 第２回目の総会ですけども、実質今回から初めての審議になります。初めて委員になられた方は、審議がとても大切ですから、いろいろ質問しながら進めていただきたいと思います。また、総会後、引き続き、町長との懇親会もございますのでよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。本日は１０名の委員の皆様の出席をいただいておりますので、総会が成立することを報告申し上げます。 次に、前回の総会以降の農業委員会の活動報告を申し上げますので、参考資料をご覧ください。
事務局	（資料読み上げ報告） 以上となります。 それでは、会議規則第５条の規定により議長を会長にお願いし、合わせて、議事録署名委員の選任をお願いします。

議長	はい。それでは、議事録署名委員の選任をさせていただきます。１番遠藤紀章委員、２番松田尚貴委員にお願いいたします。 それでは、早速議事に入らせていただきます。議案第４号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。総会資料１ページをお開きください。 （資料を読み上げ説明） 以上１件につきまして、別添の農地法第３条調査書にもございます通り、農地法第３条第２項各号には該当いたしませんので、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい、それでは担当委員からの補足説明をお願いします。松澤委員、お願いします。
松澤委員	８番松澤です。受付番号１番について補足説明をします。譲渡人の〇〇さんと譲受人の△△さんは親戚の関係にあり、これまでもこの農地の管理は〇〇さんにお願いしていたそうです。現在は転作を行っており、今後も転作田として耕作を継続する計画との事です。周辺農地への影響もないと思われますのでよろしくお願いいたします。
議長	はい、担当委員からの説明がありましたので、審議に入りたいと思います。その前に、一時休憩を挟みます。 （一時休憩、その後再開） それでは再開いたします。担当委員からの説明がございましたので、審議させていただきたいと思います。１番の案件について、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。 この図面について１箇所だけ確認させてください。こちらが北の面ですか。
事務局	はい、そうです。この図面の左側が北になります。
議長	細長い形状ですが、ここには水路のようなものが見えますが、これで一筆なのですか。
事務局	はい、これで一筆となっております。水路もこの一筆に含まれております。申請者自身も、この図面を見て初めて分かったとおっしゃっておりました。図面の中に『●●他』と『▲▲』と書かれておりますが、現在の所有者は〇〇さんでありまして、図面が古いためにそのようになっておりますが、〇〇さんの土地ということでご理解く

	ださい。
議長	元々、□□地区のご出身の方ですか。
事務局	はい、そうです。
議長	ほかに質問やご意見はございませんか。 無いようですので、採決に入らせていただきます。受付番号１番の案件について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	ありがとうございます。全員賛成により可決いたしました。 次に、議案台５号農地法第３条の規定による賃借権移転許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。では、総会資料１ページ下段をご覧ください。 （資料読み上げ説明） 以上、受付番号１番から４番について、別添の農地法第３条調査書にもございます通り、第３条第２項各号には該当いたしませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、担当委員から受付番号１番から４番までの補足説明をお願いします。細谷委員、お願いします。
細谷委員	６番細谷です。議案第５号について補足説明をさせていただきます。貸人の〇〇さんから、息子さんの△△さんへの経営移譲に伴う賃借権の移転です。それぞれの土地所有者の方々からも同意を得ております。 △△さんは現在、非常に熱心に農業に取り組んでおられ、近々、認定農業者の申請をする予定だそうです。今後もお父さんの〇〇さんと協力しながら営農する計画でありますので、耕作体制等についても問題ないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆様からご質問やご意見はございませんか。 （なしの声）
議長	△△さんは、〇〇さん以外の農地等もお父さんから引き継いだということですか。

事務局	はい、そうです。
議長	今回の移転手続きですが、以前の賃借契約を一度解約するのではなく、その権利を引き継いだまま△△さんに変更する手続きですか。
事務局	はい。賃借権を一度解約して新たに結び直すのではなく、借り受ける人を△△さんに変える『賃借権の移転』という手続きになります。解約はせずに引き継ぐことになります。
議長	分かりました。 それでは採決に入らせていただきます。受付番号１番から４番の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） ありがとうございます。全員賛成により可決いたしました。 次に、議案第６号　農地法第３条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。それでは総会資料３ページをお開きください。 （資料読み上げ説明） こちらも別添の調査書の通り、農地法第３条第２項各号には該当いたしませんので、すべての要件を満たすと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、担当委員からの説明をお願いします。細谷委員、お願いします。
細谷委員	６番細谷です。受付番号１番について補足説明をします。こちらも先ほどと同様に、〇〇さんから息子の△△さんへの経営移譲に伴う使用貸借権の設定申請ですので、問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、１番の案件について、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。 昨年度も、お父さんが借りていたものを息子さんに変えるという案件や、□□地区の〇〇さんのケースもありましたね。３条の許可ではスタンダードな手続きですが、金山町でも最近こういった世代交代による権利移転、後継者への経営移譲に伴う申請が非常に増えてきたように感じます。詳細については、総会後に情報交換できればと

	思います。ほかに質問はございませんか。 　無いようであれば、採決をとらせていただきます。受付番号１番の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。 　（全員挙手） 　はい、全員賛成により可決いたしました。ありがとうございました。 　その他につきましては閉会後にお話をさせていただきたいと思います。 　それでは、皆様からほかにございませんでしょうか。 　無いようでありますので、第２回の総会をこれで終了いたします。ありがとうございました。 　議　　長　　青　柳　　栄　一 　議事録署名委員　　遠　藤　　紀　章 　議事録署名委員　　松　田　　尚　貴